㈣　住民基本台帳カードを、交付市町村長ではなく住所地市町村長に返納するものとするとともに、国外に転出をした場合等住所地市町村長に返納できない場合には、直前の住所地市町村長に返納することとした。（第三〇条の二一関係）

㈤　交付市町村長が行うものとされていた住民基本台帳カードの返納命令を、住所地市町村長が行うものとするとともに、返納命令ができる場合として、住民基本台帳法第三〇条の四四第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合を追加することとした。（第三〇条二二関係）

㈥　交付市町村長が行うものとされていた住民基本台帳カードが効力を失ったことを知った場合等の都道府県知事への通知を、住所地市町村長又は直前の住所地市町村長が行うものとするとともに、住民基本台帳カードの継続利用が行われた場合に、転出地市町村長及び転入地市町村長から都道府県知事に通知を行うこととした。（第三〇条の二四関係）

㈦　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　外国人住民の特例に関する事項

㈠　外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合は、次に掲げる場合とすることとした。（第三〇条の二五関係）

(1)　世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。以下同じ。）との親族関係に変更がない場合

(2)　世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

㈡　外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合は、次に掲げる場合とすることとした。（第三〇条の二六関係）

(1)　世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

(2)　世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

(3)　世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

(4)　世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

㈢　外国人住民に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三〇条の一六の規定にかかわらず、在留カードに記載されている在留期間の満了の日まで等とすることとした。（第三〇条の二七関係）

㈣　外国人住民に係る住民基本台帳法施行令の規定の適用について、必要な読替えを行うこととした。（第三〇条の二八関係）

㈤　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　その他の事項

㈠　住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令の規定の適用について、指定都市の特例を定めることとした。（第三一条及び第三二条関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　施行期日等に関する事項

㈠　この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、次に掲げる日から施行することとした。

(1)　2及び3の㈠のうち外国人住民に係る事項並びに4の㈢から㈤まで　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（以下「第一号施行日」という。）

(2)　3の㈡、4の㈡及び㈥　公布の日

㈡　仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項として、次に掲げる事項を規定することとした。（附則第二条～第七条関係）

(1)　市町村長は、仮住民票を磁気ディスクをもって調製することができることとした。

(2)　仮住民票の記載事項のうち、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二一年法律第七七号。以下「改正法」という。）による改正後の住民基本台帳法第三〇条の四五の表中の規定の適用について、必要な読替えを行うこととした。

(3)　市町村長は、第一号施行日の前日までの間に、改正法附則第三条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、仮住民票を消除し、仮住民票に記載されている事項に変更があったときは、仮住民票の記載の修正をすることとした。

(4)　市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは調査をすることができることとした。

(5)　市町村長等は、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。

㈢　入管法等改正法附則第一五条第一項の規定により在留カードとみなされている外国人登録証明書は、在留カードとみなして、2の㈢の規定を適用することとした。（附則第八条関係）

㈣　外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置について規定することとした。（附則第九条関係）

㈤　住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用について、特例を定めることとした。（附則第一〇条関係）

㈥　4の㈡及び㈣の規定の適用について、指定都市の特例を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈦　その他所要の規定の整備を行うこととした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五四号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第三二号）の施行期日は、平成二三年四月一日とすることとした。

◇金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（政令第二五五号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　清算関連の基盤整備に係る諸制度

㈠　国内清算機関の最低資本金の額を一〇億円とすることとした。（第一九条の四の二関係）

㈡　外国清算機関が我が国金融機関を相手方として、直接に、又は国内清算機関と連携して、清算業務を行うための免許又は認可に必要な金融商品債務引受業と同種類の業務の経験年数を三年とすることとした。（第一九条の四の四及び第一九条の四の五関係）

㈢　外国清算機関が清算を行う取引のうち、我が国資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定する取引について、金融商品債務引受業に関する規制の適用除外とすることとした。（第一条の一八の二及び第一条の一九関係）